

川口市告示第 988 号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項に基づき指定した特定生産緑地を同条4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 5年12月 1日

川口市長 奥ノ木 信夫

1 特定生産緑地に指定する土地の区域及び面積

別表のとおり

特定生産緑地（川口市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第4項の規定に基づき、次のように公示する。

番 号	位 置	特定生産緑地の面積	指定期限日
特定 新郷第30-2号	川口市大字前野宿字下野地内	約0.20ha	令和15年12月27日